## ● 利害関係人等との取引状況（第47期（2024年12月期））

### （１）取引状況

特定資産の売買取引等について、該当事項はありません。

### （２）支払手数料等の金額

| 区　　分 | | 支払手数料総額Ａ（千円） | 利害関係人等との取引の内訳 | | Ｂ／Ａ（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 支　払　先 | 支払額Ｂ（千円） | |
| オフィスマネジメント報酬等(注２) | オフィスマネジメント報酬 | 1,258,389 | 三井不動産株式会社 | 1,198,464 | 95.2 |
| | 統括・調整業務報酬 | | 株式会社ＮＢＦオフィスマネジメント | 59,850 | 4.8 |
| 建物管理委託報酬 | | 5,928,477 | 三井不動産株式会社 | 1,525,538 | 25.7 |
| | | | 三井不動産ファシリティーズ株式会社 | 555,427 | 9.4 |
| | | | 三井不動産ビルマネジメント株式会社 | 365,905 | 6.2 |
| | | | 三井不動産ファシリティーズ・ウエスト株式会社 | 216,890 | 3.7 |
| | | | 三井不動産レジデンシャルリース株式会社 | 394 | 0.0 |
| 賃貸借媒介手数料等 | | 55,349 | 三井不動産株式会社 | 28,939 | 52.3 |
| | | | 株式会社ＮＢＦオフィスマネジメント | 13,640 | 24.6 |

（注１）上表において、利害関係人等とは、本投資法人の資産運用会社の利害関係人等（投信法施行令第 123 条及び一般社団法人投資信託協会の投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第 26 条第 1 項第 27 号に定義されます。）をいいます。

（注２）三井不動産株式会社がマスターリースを行っている等により、同社にオフィスマネジメント業務の委託が行われていない物件（1.新宿三井ビルディング、2.飯田橋グラン・ブルーム、3.六本木ティーキューブ、4.西新宿三井ビルディング、5.セレスティン芝三井ビルディング、6.虎ノ門琴平タワー、7.四谷メディカルビル、8.ＮＢＦ小川町ビルディング、9.豊洲ベイサイドクロスタワー、10.ゲートシティ大崎、11.大崎ブライトコア・ブライトプラザ、12.中目黒ＧＴタワー、13.大崎ブライトタワー、14.東五反田スクエア、15.パレール三井ビルディング、16.名古屋三井ビルディング新館、17.名古屋三井ビルディング本館、18.中之島三井ビルディング及び 19.信濃橋三井ビルディングの 19 物件）については、株式会社ＮＢＦオフィスマネジメントと締結した統括・調整業務委託契約に基づき、当該物件の所有者及び建物賃貸人（建物管理委託者）として行う業務が同社に委託されています。

（注３）上記記載の支払手数料以外に、当期中に利害関係人等へ発注した修繕工事等の支払額は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 三井不動産株式会社 | 1,629,257 千円 |
| 三井不動産ビルマネジメント株式会社 | 728,268 千円 |
| 三井不動産ファシリティーズ・ウエスト株式会社 | 369,546 千円 |
| 三井不動産ファシリティーズ株式会社 | 47,248 千円 |
| 三井デザインテック株式会社 | 26,137 千円 |
| 三井不動産レジデンシャル株式会社 | 13,291 千円 |
| 三井不動産リアルティ株式会社 | 5,817 千円 |
| 第一園芸株式会社 | 5,269 千円 |
| 株式会社原宿の杜守 | 4,165 千円 |
| 三井不動産レジデンシャルリース株式会社 | 1,397 千円 |